

EPA 及び FTA の競争章

平成 25 年 7 月 3 日

経済連携課

- 概要
 - 従来の EPA の競争章は競争当局の協力に関する規定が中心
 - 先進国の FTA にて国家の行為の競争への影響を扱う条項が導入されつつある

- 従来の EPA の競争章の内容（参考：日ペルーEPA など）
 - 反競争的行為に対して適当な措置を執ることの確認（EPA189 条）
 - 反競争的行為の規制に関する協力（EPA190 条）
 - ◇ 関連用語の定義（取極 9 条）：「競争法」「競争当局」「執行活動」
 - ◇ 執行活動の通報（取極 10 条）：他国の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるとき
 - ◇ 執行活動における協力（取極 11 条）：通報及び情報提供
 - ◇ 執行活動の調整（取極 12 条）：調整における考慮要素など
 - ◇ 他国の競争当局への執行活動の要請（取極 13 条）
 - ◇ 執行活動に関する紛争の回避（取極 14 条）：重要な利益への配慮、適切な通報など
 - ◇ 技術協力（取極 15 条）：職員交流、研修の開催など
 - ◇ 透明性（取極 16 条）：法令、指針などの情報提供
 - ◇ 協議（取極 17 条）：いずれかの競争当局からの要請による協議
 - ◇ 情報の秘密性（取極 18 条）：提供情報に関する秘密の維持、情報提供の範囲など
 - ◇ 刑事手続のための情報の使用（取極 19 条）：使用禁止など
 - ◇ 連絡（取極 20 条）：競争当局間の連絡方法
 - 無差別待遇（EPA191 条）
 - 手続の公平な実施（EPA192 条）
 - 透明性（EPA193 条）
 - 総則章の秘密保持に関する規定の不適用（EPA194 条）

- 国有（政府）企業・独占の規定（参考：米シンガポール FTA）
 - 国有（政府）企業・独占の規定の狙い
 - ◇ 協定違反の可能性がある行為を国家ではなく、国有（政府）企業や独占に行わせることにより、協定上の義務を回避しないように、国有（政府）企業や独占の行為にも協定上の義務がかかることを明確にすることが狙い
 - 国有（政府）企業・独占に関する国の定義（12.8）
 - ◇ 国有（政府）企業（米）：国が持分の所有を通じて所有又は支配する企業（6.(a)）
 - ◇ 国有（政府）企業（星）：国が effective influence¹を有している企業（6.(b)）
 - ◇ 政府独占：協定締結後に国が持分の所有を通じて所有又は支配するある市場におい

¹ “effective influence”は、(大まかには) ①当該企業の 50%以上の議決権を所有していること、又は、②BOD など経営陣の構成に実質的影響を行使する能力を有している場合に存在するとされている。政府又は政府企業が 20%以上 50%未満の議決権を有し、最大議決権者である場合には “effective influence”の存在が推定される。

- て唯一の物品又はサービスの供給者又は購入者として指定された企業 (7)
 - ◇ 指定独占：協定締結後にある市場において唯一の物品又はサービスの供給者又は購入者として指定された企業 (4.及び 10.)
 - 独占に関する国の義務 (12.3 の 1.)
 - ◇ 国から権限を委譲された独占に関する国の義務 ((c)(i))
 - ◆ 委譲された権限につき、協定上の義務にしたがって活動する
 - ◇ 上記に限らない独占に関する国の義務
 - ◆ 相手国の利害に影響を与える指定について事前に書面で通知する ((b))
 - ◆ 販売・購入につき、「商業的考慮」のみにしたがって活動する ((c)(ii))
 - ◆ 相手国の者に対して、販売・購入につき、「無差別待遇」を提供する ((c)(iii))
 - ◆ 独占の地位を非独占市場での反競争的行為に利用しない ((c)(iv))
 - 国有 (政府) 企業に関する国の義務 (米) (12.3 の 2.)
 - ◇ 国から権限を委譲された国有 (政府) 企業に関する国の義務 (b)
 - ◆ 委譲された権限につき、協定上の義務にしたがって活動することを保証
 - ◇ 上記に限らない国有 (政府) 企業に関する国の義務 (c)
 - ◆ 相手国の者の投資への物又はサービスの販売につき、「無差別待遇」を提供することを保証
 - 国有 (政府) 企業に関する国の義務 (星) (12.3 の 2.)
 - ◇ 国から権限を委譲された国有 (政府) 企業に関する国の義務 (b)
 - ◆ 委譲された権限につき、協定上の義務にしたがって活動することを保証
 - ◇ 上記に限らない国有 (政府) 企業に関する国の義務 ((d)-(e))
 - ◆ 販売・購入につき、「商業的考慮」のみにしたがって活動することを保証
 - ◆ 相手国の者に対して、販売・購入につき、「無差別待遇」を提供することを保証
 - ◆ 正当な理由なく競争を制限する競業者との合意をしないことを保証
 - ◆ 競争を実質的に減少させる排他的な活動をしないことを保証
 - ◆ 協定に反する態様で政府企業に決定に影響を与える又は決定を指示する行動又は試みをしない
 - その他の国の義務 (12.3 の 2.)
 - ◇ シンガポール法人に対して影響を与える持分権を継続的に減少させる ((f))
 - ◇ 少なくとも年毎に covered entity²に関するレポート (議決権割合、政府又は政府企業が保有する特別な株式、BOD に入っている政府関係者の人数及び名前、年ごとの収益及び総資産など) を公表すること ((g))
 - 国有企業・独占の義務は DS 条項の対象になる (12.7)
- 補助金に関する規定 (参考 : EU 韓国 FTA)
 - 補助金の定義 (11.10 の 1.)

² “covered entity”は、(大まかには) ①effective influence が存在する又は存在が推測されるシンガポール法の下で組織された総収益が SGD50million 以上の企業、②effective influence が存在する又は存在が推測されるシンガポール法の下で組織された総資産が SGD50million 以上の企業、③重要事項に関する拒否権を有する特別議決権株式をシンガポール政府が有するシンガポール法の下で組織された企業をいう (一部除外あり)。

- ◇ 補助金及び相殺措置に関する規定の Article 1.1 を使用
- 補助金の特定性 (11.10 の 2.)
 - ◇ 補助金及び相殺措置に関する規定の Article 2 を参照
- 禁止される補助金 (国際貿易に悪影響を与える場合) (11.11)
 - ◇ 無制限の補助金
 - ◇ 倒産状態等にある企業への現実的な想定に基づく信頼できる計画のない補助金
- 補助金に関する透明性 (11.12)
 - ◇ 年次報告 (総額、種類、領域など)
- 考慮事項
 - 新しい規定の導入により日本の産業政策の裁量が狭くならないか
 - 中国などの新興国の国有企業の活動を制限する必要はないか

以上